

習志野市農業委員会総会議事録

令和8年第1回習志野市農業委員会総会は令和8年1月9日（金曜日）に習志野市役所2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後 3時30分

2. 委員の出欠席 16名中12名出席 欠席4名（網掛け）

（委員氏名）

1番 渡邊 喜代美	2番 廣瀬 克久	3番 市角 明彦
4番 都築 博文	5番 中墓 明	6番 金子 光雄
7番 中野 政博	8番 村山 茂男	9番 江口 勝洋
10番 三代川 浩一	11番 矢野 泰宏	12番 関口 昌弘
13番 渡邊 幸枝	14番 江口 明美	
会長 三代川 彦博	会長職務代理者 櫻井 茂雄	

3. 議事録署名人

1番 渡邊 喜代美 2番 廣瀬 克久

4. 議案案件

議案第1号 農地の賃借料情報の提供について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第5号 生産緑地のあっせんについて

5. 報告案件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 農地転用事実に関する照会書について

報告第4号 農地転用事実に関する照会書について

報告第5号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について

6. 閉会時間 午後4時10分

議長

みなさん、あけましておめでとうございます。

本日もお集まりいただき、ありがとうございます。

令和8年がスタートし、委員の皆様方におかれましては、健やかに新年を迎えられたことと存じます。

今年も皆様方の協力を得ながら、農業委員会として適切に審議等を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、5番、中臺 明委員、9番、江口 勝洋委員、10番、三代川 浩一委員、11番、矢野 泰宏委員の4名から欠席される旨のご連絡がありました。

よって、農業委員16名の内、12名の出席により、本日の総会は、成立いたしました。

それでは、只今より、令和8年第1回習志野市農業委員会総会を開催いたします。

次に、議事録署名人について、「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により議長から指名させていただきます。

1番、渡邊 喜代美委員、2番、廣瀬 克久委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日、付議されました議案は5件、報告事項は5件であります。

それでは、早速議事に入ります。

議案第1号、農地の賃借料情報の提供についてを議案といたします。

事務局は、議案第1号の議案説明をお願いします。

事務局長

はい。それでは、議長のご指示により、議案第1号の議案説明させていただきます。

総会資料の1ページをお開きください。

議案第1号は、農地の賃借料情報の提供についてであります。

農業委員会は、農地法第52条の規定により、地域における賃借料の目安となるよう標準金額を情報提供することとなっております。

そこで、令和8年における10アール当たりの賃貸借の標準金額を定め、情報提供を行うため、審議を求めるものです。

まず、標準金額は、畑と田で区分を分けておりますが、本市においては、水稻作の作付け面積が少ないことから、田に関する標準金額を定めておりません。

続いて、畑を対象とした賃貸借といたしまして、令和7年1月から令和7年12月に締結された事案は1件でありました。

本市におきましては、賃貸借の件数が少ないことから、国土交通省が公表する地価の変動率を参考にし、畑における標準金額を10アール当たり1万7千円として提案させていただくものです。

参考として次のページに千葉市から松戸市までの9市の動向を一覧と

<p>事務局長</p>	<p>してまとめております。</p> <p>各々の市では、例年と比較し、賃借料が減額した市、増額した市があることが確認できたところであります。</p> <p>なお、標準金額はあくまで参考でありますので、賃借料については、貸し手と借り手の合意により決定されるものであることを申し添えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問やご意見の有る方は、挙手願います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご質問など無いようですので、採決に移ります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地の賃借料情報の提供」については、原案のとおりとすることに、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成により、賃貸借標準金額については、原案のとおり、10アール当たり、1万7千円と決しました。</p> <p>事務局は、情報提供に向けた事務処理をお願いします。</p> <p>それでは次に移ります。</p> <p>議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを議案とします。</p> <p>事務局は、議案第2号の議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい。それでは、議案第2号について説明をさせていただきます。</p> <p>総会資料の3ページをご覧ください。</p> <p>議案第2号は、農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてであります。</p> <p>この度、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、市長より農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取がありましたので、計画案に対する意見を求めるものです。</p> <p>1番、申請地は、実籾二丁目の農地1筆であり、面積は、2千684平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容は、年間賃借料を0円とした使用貸借権の設定であり、期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。</p> <p>3番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりです。</p> <p>なお、申請地につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日</p>

事務局長	<p>まで使用貸借権が設定されており、改めて利用集積計画に基づく権利を設定するものでございます。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局、ありがとうございました。 ただ今の事務局の説明について、ご質問やご意見の有る方は、挙手をお願いします。 では、実籾地区でありますので、桜井職務代理者いかがでしょうか。</p>
桜井職務代理者	<p>はい。資料の 6 ページの写真を見て頂ければ分かり易いと思います。 私もこの狭い道路を利用するたびに見ていますが、いつも綺麗に営農されて、低いビニールハウスに農機などを保管しています。 また、作物については、大手スーパーに納品をしていると伺っております。私からは以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。 それでは、ご質問など無いようですので、採決に移ります。 お諮りいたします。 議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に対しまして、農業委員会として意見は、無いとすることに賛成の方の挙手を求めます。 ありがとうございます。 全員賛成により、計画案に対する意見は無いことに決しました。 事務局は、市に対し、意見が無い旨を回答してください。</p> <p>それでは次に移ります。 議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを議案とします。 事務局は、議案第3号の議案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい。それでは、議案第3号について説明をさせていただきます。 総会資料の7ページをご覧ください。 議案第3号は、農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてであります。 この度、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、市長より農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取がありましたので、計画案に対する意見を求めるものです。 1番、申請地は、実籾本郷の農地2筆であり、面積は、505平方メートルであります。 2番、権利の内容は、年間賃借料を8千80円とした賃借権の設定であり、期間は、許可の公告日から5年間であります。</p>

事務局長	3番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりです。 説明は、以上です。
議 長	事務局、ありがとうございました。 ただ今の事務局の説明について、ご質問やご意見の有る方は、挙手をお願いします。 よろしいでしょうか。 それでは、実籾地区ですので、桜井職務代理人、何かありませんか。
桜井職務代理人	はい。この案件の土地につきまして所有者は、以前から貸付を行う意向がありまして、この度、隣接して耕作している借受け者と協議が整い、借受け者の規模拡大になるものです。 したがいまして、今後も農地が維持されることでありますので良いことであると思います。以上です。
議 長	ありがとうございます。 関口委員、何かありませんか。
関口委員	はい、時々現地でお会いしていますが、綺麗に耕作されて何も問題ないと思います。
議 長	はい。ありがとうございます。 他にありませんか。 ご質問など無いようですので、採決に移ります。 お諮りいたします。 議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に対しまして、農業委員会として意見は無いとすることに賛成の方の挙手を求めます。 ありがとうございます。 全員賛成により、計画案に対する意見は無いことに決しました。 事務局は、市に対し、意見が無い旨を回答してください。 それでは、次に移ります。 議案第4号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを議案とします。 なお、議案第4号は、金子 光雄委員が関与する議案となります。 よって、事務局から議案説明があった後、金子委員は、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限により、退席をお願いいたします。 それでは、事務局は、議案第4号の議案説明をお願いします。
事務局長	はい。それでは、議案第4号について説明をさせていただきます。

<p>事務局長</p>	<p>総会資料の11ページをご覧ください。</p> <p>議案第4号は、農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてであります。</p> <p>この度、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、市長より農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取がありましたので、計画案に対する意見を求めるものです。</p> <p>1番、申請地は、鷺沼台二丁目の農地1筆であり、面積は1千761平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容は、年間賃借料を0円とした使用貸借権の設定であり、期間は、令和8年5月7日から令和13年5月6日までの5年間であります。</p> <p>3番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりです。</p> <p>なお、申請地につきましては、令和5年5月7日から令和8年5月6日まで使用貸借権が設定されており、改めて利用集積計画に基づく権利を設定するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>それでは、金子委員は退席をお願いします。</p> <p>事務局は、案内をお願いします。</p> <p>尚、退席されるまで暫時休憩といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>……金子委員を案内……</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問やご意見の有る方は、挙手願います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご質問など無いようですので、採決に移ります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第4号、農用地利用集積等促進計画案に対しまして、農業委員会として意見は無いとすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成により、計画案に対する意見は無いことに決しました。</p> <p>事務局は、市に対し、意見が無い旨を回答してください。</p> <p>それでは、事務局は金子委員をご案内ください。</p> <p>金子委員が自席に戻るまで、暫時休憩といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>……金子委員を案内……</p>

議 長	<p>それでは、休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>議案第5号、生産緑地のあっせんについてを議題とします。</p> <p>事務局は、議案第5号の議案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、議長のご指示により、議案第5号について、議案の説明をさせていただきます。</p> <p>総会資料の15ページをご覧ください。</p> <p>議案第5号は、生産緑地のあっせんについてであります。</p> <p>あっせんの対象となりました生産緑地は、この度、生産緑地法第10条の規定に基づき、令和7年11月26日付けで所有者より市長に対して生産緑地の買取り申し出が行われました。</p> <p>その結果、市及び他の公共団体では、公共施設用地等として当該生産緑地を買い取る旨の希望が無かったことから、生産緑地法第13条の規定に基づき、農業従事者が当該生産緑地を購入するか希望を確認するため、市長より、農業委員会及びJA千葉みらい習志野支店にあっせんの依頼があったものであります。</p> <p>対象となります生産緑地の所在地、面積、買取り希望額は資料記載のとおりであります。</p> <p>なお、あっせんの結果につきましては、2月13日までに市長に回答することとなりますので、2月に開催予定の令和8年第2回総会におきまして、あっせん結果をご報告いただきます。</p> <p>また、次のページに当該生産緑地の案内図を用意いたしましたので、地域の農業従事者されている方に情報提供される際には、ご活用いただければと思います。私からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案第5号生産緑地のあっせんについて、ご質問の有る方は、挙手願います。</p> <p>ご意見・ご質問等が無ければ、委員の皆様は、地域に持ち帰り、買取申出者がいるかをご確認いただき、次回の2月総会で結果の報告を求めることとなりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>次に、報告事項に移ります。</p> <p>報告第1号の農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知です。</p> <p>ご質問やご意見の有る方は、挙手をお願いします。</p> <p>ありませんか、よろしいでしょうか。</p> <p>なければ、次に移ります。</p> <p>報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理通知です。</p>

議長

ご質問やご意見の有る方は、挙手をお願いします。

ありませんか、よろしいでしょうか。

なければ、次に移ります。

報告第3号は、農地転用事実に関する照会書についてです。

質問やご意見の有る方は、挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

なければ、次に移ります。

報告第4号は、農地転用事実に関する照会書についてです。

ご質問やご意見の有る方は、挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

なければ、次に移ります。

報告第5号は、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願についてです。

ご質問やご意見の有る方は、挙手をお願いします。

ご意見等はありませんか、よろしいでしょうか。

質問等が無ければ、以上を持ちまして、総会を終了いたします。